



# EAnetwork

もうすっかり日も短くなり、秋の訪れを感じる今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか。先日お月見をしてきました。中秋の名月とは旧暦 8 月15日のことを言い、必ずしも満月の日にはあたらないため、今年は満月より 2 日早かったそうです。ほぼ真ん丸の大きなお月様を眺めながら、古くから人々の心をつかんで離さない月の美しさに酔いしれた秋の夜でした。

## ☆米国「アスベスト」セミナーOctober 2007

### ～アスベスト分析とリスク対策～にて講演を行います☆

アースアプライザルは、米国大使館商務部が2007年10月10日(水)に実施する米国「アスベスト」セミナーOctober 2007にて講演を行います。11:00～12:20には、出展者セミナー「日米のアスベストリスク管理の違い～分析から対策・管理まで～」を行います。

米国「アスベスト」セミナーOctober 2007 HP

<http://www.buyusa.gov/japan/ja/asbestos2.html>

会場：アメリカ大使館講堂（東京都港区赤坂1-10-5）

## ☆アスベスト対策環境展(ASBEX Environment)'07に出展致します☆

アースアプライザルは、2007年10月17日～19日に東京ビックサイトにて開催されるアスベスト対策環境展（危機管理産業展2007の特別併催企画展）に出展致します。（ブース：西4ホール 小間番号A2-11）石綿の除去および石綿の環境対策に関する専門展示会です。また、10月19日14:00～15:00には出展者プレゼンテーション「コストパフォーマンスを重視したアスベスト調査・対策」を行います。ご来場をご希望の方は、ご招待状をお送り致しますので、メールにてご連絡下さい。

連絡宛先 [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp)

アスベスト対策環境展 HP <http://www.asbex.jp>

## ☆ Environmental column ☆

### フェイズ I 評価の規格化の動きーその3[ASTM フェイズ I の歴史]

今回は、わが国のフェイズ I の規格化に当たって、米国における土壌汚染への取組の経緯を理解しておくことも重要かつ有効と考え、ASTM の環境サイトアセスメントが作成された背景と歴史などについて、簡単に記述する。

米国の土壌汚染に関する法律と言えば、『包括的環境対処・補償・責任法』、通称“スーパーファンド法”が知られている。これは、広く知られている“ラブキャナル事件”の対応措置として1980年に制定された法律である。この法律は、無過失責任が課せられる、連帯責任により資金負担可能者に浄化費用の負担が要求される、損害賠償の対象が浄化費用、第三者への賠償、地下水資源への賠償責任が課せられる、など厳格な責任追及がなされる法律であったために、ファンドが浄化に使われるよりも裁判に使われる費用が増大し、ブラウンフィールドが増大する等、当初のもくろみである環境改善の決め手とはならなかった。スーパーファンド法の免責条件は、①天災（ASTM では An Act of God：神の行為と称す。）、②戦争行為、③弁護されるものとは無関係な第三者の行為あるいは不作為、に限られた。

スーパーファンド法は、ラブキャナル事件や映画“シビル・アクション”や“エリン・ブロコビッチ”で取り上げられるような、人の健康に重大な影響を及ぼす土壌・地下水汚染問題を対象として制定されたが、不動産取引などで問題となる土壌・地下水汚染は、スーパーファンド法が対象とした重大な影響を及ぼすような土壌汚染は多くない。そこで、不動産取引に関連してスーパーファンド法の緩和策として 1986 年に『スーパーファンド改正および再受権法（通称：SARA）』が制定され、『善意の土地所有者の保護（Innocent Landowner Defense：通称 ILD）』が設定された。ILD が相当する条件は、①適切な商取引に従った土地の取得に際し、“全ての適切な調査（All Appropriate Inquiries：通称 AAI）”を行い、土壌汚染の事実を知る余地が無いこと、②行政として差押さえ等によりやむを得ず取得した場合、③個人として相続や寄贈等により取得した場合、である。ILD が設定された際に、不動産業界や金融機関などからの要望により環境サイトアセスメントに関する“AAI”の標準化を図り、“ILD”の条件をより明確にするために策定されたのが、1993 年に公表された『ASTM フェイズ I・II』であり、米国での調査標準として活用されてきた。

さらに、米国政府は 2002 年の『ブラウンフィールド改正法』において、スーパーファンド法の免責条件として①ILD の外に、②善意に基づいた購入者（BFPP：Bona Fide Prospective Purchaser） ③隣接不動産（による汚染土地）の所有者（CPO：Contiguous Property Owner）が追加された。また、“AAI”を満足するための法的な標準規格として ASTM フェイズ I 規格：E1527-05 が法律に組み込まれた。そのことにより、不動産取引の際に行う調査の基準が明確になり、不動産流通の促進及び適性化に貢献している。

わが国でも、土壌汚染調査の多くは不動産取引あるいは評価に伴い実施されていることが、土壌環境センターの報告で読み取れる。環境省も土壌汚染対策法の改正に際し、フェイズ I を法に取組む方向で検討会を開催した。そのような状況の下では、フェイズ I の適正な実施が必ず高い評価を受けることは間違いない。そのためにも今後もフェイズ I の規格化に関して報告していくので参考にされることを期待する。

[アースアプレイザル](#) 技術顧問 西田 道夫 技術士（応用理学・建設）

## ☆土壌汚染対策法第5条第1項に基づく指定区域、現在の状況☆

環境省 HP では 2007 年 9 月 15 日現在、指定区域状況が「2007 年 8 月 31 日現在」となっております。環境省の HP に掲載されている自治体に限り、弊社独自に「2007 年 7 月 26 日～9 月 15 日」の期間について調査（HP や直接電話で確認調査）をした結果をまとめました。詳細は以下の通りです。

環境省 HP に掲載されている指定区域（2007 年 8 月 31 日現在）は 115 カ所、一部解除されている区域は 10 ケ所、解除は 109 カ所の計 234 カ所となっています。

弊社の調査結果（2007 年 9 月 15 日現在）では土壌汚染対策法第 5 条第 1 項に基づく指定区域が全国で 115 カ所になっています。また、過去に指定され、一部解除されている地域は 11 ケ所、指定が解除された区域が 110 カ所となっています。

調査の結果、新規情報（HP と異なる）が 3 カ所あったため、お知らせ致します。

213：大阪府生野区巽北 4 丁目（解除）H19.9.12

未掲載：東京都板橋区三園 2 丁目（解除）H19.9.6

未掲載：東京都板橋区成増 3 丁目（解除）H19.9.6

環境省 HP <http://www.env.go.jp/water/dojo/sekou/shitei.html>

今回の EAnetwork いかがでしたでしょうか。このニュースレターへの感想や土壌汚染に関するご質問など、お気軽に Fax または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp)までご連絡ください。

この EAnetwork は、過去に弊社セミナーにご参加いただいた方及び弊社へ調査のご依頼を頂いたお客様にお送りしております。以後メーリングリストでの配信希望の方は、下記にチェックの上 FAX にてご返送、または [eanews@earth-app.co.jp](mailto:eanews@earth-app.co.jp)までご連絡ください。

弊社の個人情報保護に関する基本方針は、弊社ホームページに掲載しております (<http://www.earth-app.co.jp/privacypolicy.htm>)。個人利用に関して同意いただけない場合、また、今後配信を希望されない方は、お手数ですが同様にご連絡ください。基本方針に基づき、責任を持って登録を削除させていただきます。

株式会社アースアプレイザル

編集者：藤井史枝

伊藤祥子

TEL: 03-5298-2151

FAX 03-3252-5411

会社名

お客様名

次回の配信から、メーリングリストでの配信希望 e-mail:

次回の配信を希望しない

コメント

アースアプレイザルグループおよび業務提携先

札幌アースアプレイザル（北海道）、中央開発・基礎地盤コンサルタンツ・ジオテック・りんかい日産建設・協和地下開発・神港サービス（関東）、アイエーシー（神奈川）、細野建設（長野）、トーエネック・フルエング・東邦地水（中部）、建設基礎調査設計事務所（静岡）、阪神測建（関西）、三協エンジニア（奈良）、エイトコンサルタント（岡山）、復建調査設計（広島）、藤井基礎設計事務所（島根）、日本地研・アースアプレイザル九州（福岡）、リサイクルワン、アースアプレイザル GF（大阪）